

保険料の納め忘れはありませんか？

「介護保険料」や「後期高齢者医療保険料」などの保険料を特別な事情なく滞納していると、納付している人との公平を図るために、以下のような措置がとられます。

①督促・延滞金の徴収

納期限を過ぎると督促が行われ、延滞金などが徴収される場合があります。

②財産の差し押さえ処分など

指定された期限までに滞納保険料が納付されない場合、地方税の滞納処分の例（国税徴収法の規定に基づく）により財産の差し押さえ処分などを受ける場合があります。

③保険給付の制限

1年以上滞納すると、介護サービス給付費や医療費がいったん全額自己負担となる場合があります。

1年6ヶ月を過ぎると、介護サービス給付費や医療保険給付の全額または一部を差し止めし、そこから滞納分を差し引く場合があります。

さらに滞納が続くと、介護保険利用者負担割合の引き上げ、高額介護サービス費等の支給停止、医療保険給付額から滞納分を差し引く場合があります。

いざというときに安心して利用できるように、保険料の納付にご理解、ご協力をお願いします。
※災害などやむを得ない特別な理由で保険料の納付が困難な時は、納付猶予や保険料の減免が受けられる場合があります。困ったときは滞納のままにせず、お早めにご相談ください。

介護保険料…………… 安八郡広域連合 ☎63-2050
後期高齢者医療保険料… 住民保険課 保険年金係 ☎27-0174

下水道を正しく使用しましょう

最近、下水道本管が詰まる事故が発生しています。

トイレトーパー以外の紙、紙おむつ、大量の油など『水に溶けないもの』を流すと、下水道本管などが詰まり、汚水が逆流するなどの恐れがあります。

近隣の住民の方に迷惑をかけ、衛生的な環境を損なうこととなりますので、下水道にはこれらのものを絶対に流さないようお願いいたします。

また、各ご家庭の最終ますが汚水でいっぱいになっている場合、下水道本管の詰まりが原因である可能性があるため、上下水道課までご連絡ください。



上下水道課 ☎27-0179